

改善報告書

令和3年7月20日

1. 大学名：環太平洋大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学長の決定に当たり教授会が意見を述べる事項について、学則第55条第4項及び教授会規則第5条で定められているが、議事録等においてその内容が確認できないため、規則どおり教授会で意見を述べるよう改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

本学は、大学機関別認証評価実地調査時における指摘事項、評価結果における改善を要する点等を踏まえて、令和3(2021)年度より、「環太平洋大学における学校教育法第93条第2項第3号の規定に基づく学長が教授会の意見を聴く事項について(以下「学長裁定」という。)(資料1)」を策定し、運用することとした。

具体的には、環太平洋大学教授会規則第5条第2項の規定に基づき、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものについては、各学部教授会において上程・協議し、出された意見等を議事録に記載している。その後学部長は、所定の報告書において学長に報告している。

5. エビデンス(根拠資料)一覧

基準項目4-1の資料

- ・資料1 「環太平洋大学における学校教育法第93条第2項第3号の規定に基づく学長が教授会の意見を聴く事項について」
- ・資料2 2020年度 第21回 教育経営会議議事録(抜粋)

改善報告書

令和3年7月20日

1. 大学名：環太平洋大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学校教育法第93条第2項第3号で定められている、教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、教授会規程第5条第3項で「その他学長が必要と認めた事項」として定められているが、その具体的事項について、学長自身が定め、周知していないことは改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

本学は、大学機関別認証評価実地調査時における指摘事項、評価結果における改善を要する点等を踏まえて、令和3(2021)年度より、「環太平洋大学における学校教育法第93条第2項第3号の規定に基づく学長が教授会の意見を聴く事項について(以下「学長裁定」という。)(資料3)」を策定し、各学部周知して運用することとした。

具体的には、各学部周知するとともに、環太平洋大学教授会規則第5条第2項の規定に基づき、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものについては、各学部教授会において上程・協議し、出された意見等を議事録に記載している。その後学部長は、所定の報告書において学長に報告している。

5. エビデンス(根拠資料)一覧

基準項目4-1の資料

- ・資料3 「環太平洋大学における学校教育法第93条第2項第3号の規定に基づく学長が教授会の意見を聴く事項について」
- ・資料2 2020年度 第21回 教育経営会議議事録(抜粋)

改善報告書

令和3年7月20日

1. 大学名：環太平洋大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6-3

○教学マネジメントの機能性において、改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言えないため改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目6-3について

本学は、大学機関別認証評価実地調査時における指摘事項、評価結果における改善を要する点等を踏まえて、令和3（2021）年度より、「環太平洋大学 内部質保証推進委員会規程」を策定し、運用することとした。

具体的には、同規程に定められた副学長を始めとした委員長、各委員が定期的に当委員会を開催し、学内の教育水準向上と内部質保証、改善活動等の業務遂行を進めている。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目6-3の資料

- ・資料4 「環太平洋大学 内部質保証推進委員会規程」
- ・資料5 2021年度 第2回 教育経営会議議事録（抜粋）